

津市公告第62号

津市津城跡VR・ARアプリ制作及び運用保守業務について、次のとおり公募型プロポーザルを実施するので、公告します。

令和8年5月13日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 業務等の概要

(1) 件名

津城跡VR・ARアプリ制作及び運用保守業務（以下、本業務という。）

(2) 履行期間・スケジュール等

ア 津城跡VR・ARアプリ制作業務

契約締結日（令和8年8月上旬）から令和9年3月12日まで

イ 津城跡VR・ARアプリ運用保守業務

令和9年4月1日から令和14年3月31日（長期継続契約）

(3) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含まない金額）

（千円）

| 年度 | 津城跡VR・AR アプリ制作業務 | 津城跡VR・AR アプリ運用保守業務 | 年度額計 |
|--------|---------------------|-----------------------|--------|
| 令和8年度 | 12,698 | — | 12,698 |
| 令和9年度 | — | 900 | 900 |
| 令和10年度 | — | 900 | 900 |
| 令和11年度 | — | 900 | 900 |
| 令和12年度 | — | 900 | 900 |
| 令和13年度 | — | 900 | 900 |
| 計 | 12,698 | 4,500 | 17,198 |

2 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次の全ての要件を満たすものであること。

- (1) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。登録されていない場合にあっては、以下の書類を提出し確認を受けていること。なお、登録されている場合であっても、以下のオ～クの書類を提出すること。

ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑（登録）証明書

- オ 法人にあつては、本社又は委任先となる営業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類
 - カ 個人にあつては、事業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類
 - キ 法人にあつては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書
 - ク 個人にあつては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。
- (3) 本公告から契約締結までの間において、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けている者でないこと。
- (4) 入札参加資格審査の申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64

条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

(7) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。

3 本プロポーザルの日程

本プロポーザルは、以下の日程で行う。

| | |
|------------------------|-------------------------------------|
| 公告 | 令和8年5月13日（水） |
| 質問書の提出期限 | 令和8年5月25日（月）※午後3時まで |
| 質問書の回答 | 令和8年6月1日（月） ※午後5時15分までにホームページへ掲載 |
| 参加申込書提出期限 | 令和8年6月8日（月）※午後4時まで |
| 参加資格審査結果通知 | 令和8年6月11日（木） |
| 企画提案書提出期限 | 令和8年6月19日（金）※午後4時まで |
| 第1次審査（書面審査） | 令和8年6月25日（木）～7月2日（木） |
| 第1次審査結果通知 | 令和8年7月7日（火）予定 |
| 第2次審査（プレゼンテーション及び質疑応答） | 令和8年7月15日（水）予定 |
| 第2次審査結果通知 | 令和8年7月21日（火）以降速やかに |

4 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページの当該プロポーザル実施に係る記事内からダウンロードをすること。

5 契約の相手方の最優先候補者の選考について

津城跡VR・ARアプリ制作及び運用保守業務に係るプロポーザル方式審査委員会において、提案書の審査を行い、また、プレゼンテーションを受け、提案内容を公正かつ客観的に評価し、最も優れた提案を行った者を契約の相手方となる最優先候補者（以下「最優先候補者」という。）として選考する。

6 契約の締結について

審査の結果、最優先候補者と選定された提案者と、提案された内容を踏まえた上で契約に関する協議を行い、協議後の仕様内容に基づいた見積を徴取し、契約の締結を行う。

なお、最優先候補者との協議が整わない場合、本市は、最優先候補者に次いで高い評価点を得た提案者と順次契約に向けての協議を行う。

7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「津城跡VR・ARアプリ制作及び運用保守業務に係るプロポーザル実施要領」による。

【問い合わせ先】

津市スポーツ文化振興部文化振興課

電話番号：059-229-3250

FAX：059-229-3344

E-Mail：229-3250@city.tsu.lg.jp